

令和6年6月17日
新宿区障害者福祉課

令和5年度 指定障害福祉サービス事業者等実地指導 実施状況

- 1 実施事業所（事業者）数
31事業所（30事業者）

- 2 実施事業数
66事業

事業種別	実施数（※）
居宅介護	17
重度訪問介護	8
同行援護	4
行動援護	2
移動支援	15
計画相談支援	3
障害児相談支援	1
共同生活援助	2
短期入所	1
放課後等デイサービス	4
児童発達支援	2
生活介護	2
就労移行支援	1
就労継続支援B型	3
就労定着支援	1
合計	66

※ 1事業所において複数の事業を運営している場合を含みます。

- 3 指導事項

- (1) 文書指摘事項を通知した事業所数
25事業所
(2) 文書指摘を行った件数
79件

※ 1事業所において複数の事業を運営している場合において、複数の事業で同一の指摘をしたときは1件としています。

(3) 文書指摘事項の内容

指摘事項	件数
利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等を行うこと。	15
身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じること。	10
区規則第 82 号に定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を新宿区長に届け出ること。	8
虐待の発生及び再発を防止するための措置を講じること。	8
運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	4
サービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者に対して契約書を交付すること。	4
届け出た事項に変更があったときは、10 日以内にその旨を届け出ること。	4
個別支援計画を利用者及びその同居の家族に交付すること。	3
利用者負担額等の支払を受けた場合は領収証を交付すること。	3
介護給付費等の額について通知を行うこと。	3
サービス提供の記録について、利用者から確認を受けること。	3
移動支援事業を開始する旨を東京都知事に届け出ること。	2
特定事業所加算について、事業所の全ての従業員に対し、健康診断等を定期的実施する体制を整備すること。	2
利用申込者に対して、重要事項説明書を交付して説明を行い、その同意を得ること。	2
業務管理体制を整備し、当該業務管理体制に関する事項を届け出ること。	2
地域生活支援給付費について適正に算定すること。	1
就労支援事業別事業会計明細書等の計算書類を作成すること。	1
サービスの提供の記録をすること。	1
利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族から同意を得ること。	1
喀痰吸引等支援体制加算について適正に算定すること。	1
継続サービス利用支援費について適正に算定すること。	1
合計	79

(4) 改善状況（令和6年6月17日現在）

	改善済	改善中	合計
事業所数	31	0	31